

# 無 料 低 額 宿 泊 所

指導検査基準（令和3年12月1日適用）

八王子市福祉部指導監査課

指導検査基準中の「評価区分」

評価区分	指導形態	
C	文書指摘	<p>福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合（軽微な違反の場合を除く。）は、原則として、「文書指摘」とする。</p> <p>ただし、改善中の場合、特別な事情により改善が遅延している場合等は、「口頭指導」とすることができる。</p>
B	口頭指導	<p>福祉関係法令以外の関係法令又はその他の通達等に違反する場合は、原則として、「口頭指導」とする。</p> <p>ただし、管理運営上支障が大きいと認められる場合又は正当な理由なく改善を怠っている場合は、「文書指摘」とする。</p> <p>なお、福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合であっても、軽微な違反の場合に限り、「口頭指導」とすることができる。</p>
A	助言指導	<p>法令及び通達等のいずれにも適合する場合は、水準向上のための「助言指導」を行う。</p>

[凡 例]

※ 以下の関係法令、通知を略称して次のように表記する。

関 係 法 令 ・ 通 知	略 称
昭和26年3月29日法律第45号「社会福祉法」	法
昭和26年6月21日厚生省令第28号「社会福祉法施行規則」	法施行規則
令和2年3月27日付八王子市条例第13号「八王子市無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例」	条例
令和元年9月10日付厚生労働省社会・援護局長通知社援発0910第3号「無料低額宿泊所の設置及び運営に関する基準について」	基準通知
昭和22年4月7日法律第49号「労働基準法」	労働基準法
昭和22年8月30日厚生省令第23号「労働基準法施行規則」	労働基準法施行規則
指導検査基準（令和3年12月1日適用）	建築基準法
平成15年5月30日法律第57号「個人情報保護に関する法律」	個人情報保護法
平成16年9月28日八王子市条例第33号「八王子市個人情報保護条例」	個人情報保護条例
昭和28年10月20日東京都条例第111号「東京都食品製造業等取締条例」	東京都食品製造業等取締条例
昭和28年11月1日東京都条例第183号「東京都食品製造業等取締条例施行規則」	東京都食品製造業等取締条例施行規則
平成14年8月2日法律第103号「健康増進法」	健康増進法
平成15年4月30日厚生労働省令第86号「健康増進法施行規則」	健康増進法施行規則
昭和37年3月31日東京都条例第65号「東京都火災予防条例」	東京都火災予防条例
昭和37年6月26日東京都規則第100号「東京都火災予防条例施行規則」	東京都火災予防条例施行規則
昭和23年7月24日法律第186号「消防法」	消防法
昭和36年3月25日政令第37号「消防法施行令」	消防法施行令
昭和36年4月1日自治省令第6号「消防法施行規則」	消防法施行規則

# 目 次

<b>1 基本サービスの基本的理念</b> .....	1	<b>7 サービスの提供</b> .....	13
(1) 福祉サービスの基本的理念 .....	1	(1) サービス提供の方針 .....	13
(2) 基本方針 .....	1	(2) 食事 .....	14
<b>2 職員</b> .....	2	(3) 入浴 .....	14
(1) 職員の配置の基準 .....	2	(4) 状況の把握 .....	14
(2) 職員の資格要件 .....	2	(5) 定員の遵守 .....	15
(3) 施設長の責務 .....	3	(6) 衛生管理等 .....	15
(4) 職員の責務 .....	3	<b>8 日常生活に係る金銭管理</b> .....	16
(5) 勤務体制の確保 .....	3	<b>9 運営</b> .....	18
<b>3 設備</b> .....	4	(1) 掲示及び公表 .....	18
(1) 構造設備の一般原則 .....	4	(2) 秘密保持等 .....	18
(2) 規模 .....	4	(3) 誇大広告等の禁止 .....	19
(3) 建物 .....	4	(4) 苦情等への対応 .....	19
(4) 居室 .....	5	(5) 事故防止 .....	20
(5) 共用スペース .....	7	(6) 記録の整備 .....	20
<b>4 運営規程</b> .....	8	<b>10 災害時における利用者の安全確認</b> .....	21
<b>5 入退居</b> .....	8	(1) 防火対象物の使用開始の届出 .....	21
<b>6 宿泊所利用契約</b> .....	9	(2) 防火管理者の選任等 .....	21
(1) 宿泊所利用契約 .....	9	(3) 防災対象物の防災性能 .....	22
(2) 食事の提供に要する費用 .....	12	(4) 非常災害対策 .....	22
(3) 居室使用料 .....	12	(5) 消防署の立入検査 .....	23
(4) 共益費 .....	12	(6) 避難訓練・救出訓練 .....	23
(5) 光熱水費 .....	12	(7) 避難通路等 .....	24
(6) 日用品費 .....	12	(8) 保安設備 .....	24
(7) 基本サービス費 .....	12	(9) 防犯に係る安全確保 .....	27
(8) 入居者が選定する日常生活上の支援に 関するサービスの提供に要する費用 .....	13	<b>11 届出等</b> .....	27
(9) その他 .....	13	(1) 事業の届出等 .....	27

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
<p>1 福祉サービスの基本的理念</p> <p>(1) 福祉サービスの基本的理念</p>	<p>1 福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。 (法第3条)</p> <p>社会福祉を目的とする事業を営む者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、地域福祉の推進に係る取り組みを行う他の地域住民との連携を図り、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようにその事業の実施に努めなければならない。(法第5条)</p> <p>地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。(法第4条)</p>	<p>1 社会福祉の基本理念を理解し、遵守しているか。</p>	<p>(1) 法第3条（福祉サービスの基本的理念）、第5条（福祉サービスの提供の原則）</p> <p>(2) 法第4条（地域福祉の推進）</p>	<p>(1) 社会福祉の基本理念を遵守していない。</p>	<p>C</p>
<p>(2) 基本方針</p>	<p>1 無料低額宿泊所は、入居者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、現に住居を求めている生計困難者につき、無料又は低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、その有する能力に応じ自立した日常を営むことができるよう必要なサービスを適切かつ効果的に行わなければならない。</p> <p>2 無料低額宿泊所は、入居者の意思及び人格を常に尊重し、常に当該入居者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。</p>	<p>1 現に住居を求めている生計困難者につき、無料又は低額な料金で、居室その他の設備を利用させているか。</p> <p>2 入居者が自立した日常を営むことができるよう必要なサービスを適切かつ効果的に行っているか。</p> <p>1 入居者の意思及び人格を常に尊重し、常に当該入居者の立場に立ったサービスを提供するよう努めているか。</p>	<p>(1) 条例第4条第1項</p> <p>(1) 条例第4条第2項</p>	<p>(1) 無料又は低額な料金で、居室その他の設備を利用させていない。</p> <p>(2) 入居者が自立した日常を営むことができるよう必要なサービスを適切かつ効果的に行っていない。</p> <p>(1) 入居者の立場に立ってサービスを提供するよう努めていない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
	3 無料低額宿泊所は、基本的に一時的な住居の場であることに鑑み、入居者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、当該入居者が独立して日常生活を営むことができるか常に把握しなければならない。	1 入居者による独立した生活の可能性について常に留意しているか。	(1) 条例第4条第3項 (2) 基準通知第1-2(2)	(1) 入居者が独立して日常生活を営むことができるか常に把握していない。	C
	4 無料低額宿泊所は、独立して日常生活を営むことができるか認められる入居者に対し、当該入居者の希望、退去後に置かれることとなる環境等を勘案し、当該入居者の円滑な退去のための必要な援助に努めなければならない。	1 当該入居者の円滑な退去のための必要な援助に努めているか。	(1) 条例第4条第4項	(1) 円滑な退去のための必要な援助に努めていない。	B
	5 無料低額宿泊所は、地域との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村（特別区を含む。）、生計困難者の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。	1 地域の結び付きを重視した運営を行っているか。  2 保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めているか。	(1) 条例第4条第5項 (2) 基準通知第1-2(3)	(1) 地域の結び付きを重視した運営を行っていない。  (1) 保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めていない。	B  B
2 職員					
(1) 職員の配置の基準	1 職員の員数は、入居者の数及び提供するサービスの内容に応じた適当数とし、そのうち1人は施設長とすること。	1 職員数は、入居者の数及び提供するサービスの内容に応じた適当数となっているか。  2 専任の施設長が配置されているか。	(1) 条例第14条第1項 (2) 基準通知第3-1(1)  (1) 条例第14条第1項 (2) 基準通知第3-1(2)	(1) 職員数が入居者の数及び提供するサービスの内容に応じた適当数となっていない。  (1) 専任の施設長が配置されていない。	C  C
	2 日常生活支援住居施設に該当する場合は、前項の規定にかかわらず、日常生活支援住居施設としての職員配置の要件を満たすこと。	1 日常生活支援住居施設としての職員配置の要件を満たしているか。	(1) 条例第14条第2項	(1) 日常生活支援住居施設としての職員配置の要件を満たしていない。	C
(2) 職員の資格要件	1 施設長は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業等に2年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。	1 施設長としての要件を満たしているか。	(1) 条例第7条第1項 (2) 基準通知第1-5	(1) 施設長としての要件を満たしていない。	C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
(3) 施設長の責務	2 無料低額宿泊所は、職員（施設長を除く）が、法第19条第1項各号のいずれかに該当する者となるよう努めること。	1 職員が、法第19条第1項各号のいずれかに該当する者となるよう努めているか。	(1) 条例第7条第2項	(1) 職員が、法第19条第1項各号のいずれかに該当する者となるよう努めていない。	B
	3 無料低額宿泊所の職員その他の無料低額宿泊所の運営に携わる者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者であってはならない。	1 職員や宿泊所の運営に携わる者に暴力団員等を含んでいないか。	(1) 条例第7条第3項	(1) 職員や宿泊所の運営に携わる者に暴力団員等を含んでいる。	C
	1 施設長は、無料低額宿泊所の職員の管理、入退居に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。	1 施設長は施設の管理業務を一元的に行っているか。	(1) 条例第22条第1項	(1) 施設長が施設の管理業務を一元的に行っていない。	C
(4) 職員の責務	2 施設長は、当該無料低額宿泊所の職員に条例第3章（設備及び運営に関する基準）の規定を順守させるために必要な指揮命令を行うこと。	1 施設長は、必要な指揮命令を行っているか。	(1) 条例第22条第2項	(1) 施設長が、必要な指揮命令を行っていない。	C
	1 職員は、入居者からの相談に応じるとともに、適切な助言及び必要な支援を行うこと。	1 職員は、入居者からの相談に応じるとともに、適切な助言及び必要な支援を行っているか。	(1) 条例第23条	(1) 職員が、入居者からの相談に応じるとともに、適切な助言及び必要な支援を行っていない。	C
(5) 勤務体制の確保	1 無料低額宿泊所は、入居者に対し、適切なサービスを提供できるよう職員の勤務体制を整備しておくこと。（月ごとの勤務表の作成、日々の勤務時間、常勤・非常勤の別の明記）	1 職員の勤務体制を定めているか。	(1) 条例第24条第1項 (2) 基準通知第4-7	(1) 職員の勤務体制を定めていない。	C
		2 職員が施設内に住み込みで勤務を行う場合には、勤務実績に応じて断続的勤務の許可を得ているか。	(1) 基準通知第4-7 (2) 労働基準法第41条3号 (3) 労働基準法施行規則第23条	(1) 断続的労働勤務の実施について、許可を受けていない。	B
	2 無料低額宿泊所は、職員の資質の向上のための研修の機会を確保すること。	1 職員の資質の向上のための研修の機会を確保しているか。	(1) 条例第24条第2項	(1) 研修の資質の向上のための研修の機会を確保していない。	C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
3 設備	3 無料低額宿泊所は、職員の処遇について、労働に関する法令の規定を遵守するとともに、職員の待遇の向上に努めること。	1 職員の待遇の向上に努めているか。	(1) 条例24条第3項	(1) 職員の待遇の向上に努めていない。	B
(1) 構造設備の一般原則	1 無料低額宿泊所の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入居者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。	1 設備が入居者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものになっているか。	(1) 条例第5条 (2) 基準通知第1-3	(1) 設備が入居者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものになっていない。	C
(2) 規模	1 無料低額宿泊所の規模は、5人以上の人員を入居させることができるものでなければならない。	1 5人以上の人員を入居させることができる規模の施設か。	(1) 条例第11条 (2) 基準通知第1-9	(1) 5人以上の人員を入居させることができる規模となっていない。	C
(3) 建物	1 無料低額宿泊所の建物は、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び消防法（昭和23年法律第186号）の規定を遵守するものでなければならない。  ※基準通知第2-1（1） 建築基準法において、学校、病院等の用途に供する建築物は「特殊建築物」として、その用途や規模に応じて適用される基準が定められているが、無料低額宿泊所については個別の用途としては明記されていない。一般的に、無料低額宿泊所は、同法に定める寄宿舍又は共同住宅として取り扱われるが、個別の建築物の用途については同法第2条第35号に規定する特定行政庁の判断に従うこと。	1 建築基準法、消防法及び関係法令の規定を遵守しているか。	(1) 条例第13条第1項、第2項 (2) 基準通知第2-1（1）、（2） (2) 建築基準法 (3) 消防法	(1) 建築基準法及び消防法の規定を遵守していない。	C



項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
(4) 居室	<p>1 一の居室の定員は、1人とする。ただし、入居者が当該入居者と生計を一にする配偶者その他の親族と同居する場合等、2人以上で入居させることがサービスの提供上必要と認められる場合は、この限りでない。</p>	<p>1 1居室1世帯となっているか。</p>	<p>(1) 条例第13条第6項第1号ア</p>	<p>(1) 1居室1世帯となっていない。</p>	<p>C</p>
	<p>(注) 届出済みの無料低額宿泊所が、事業の用に供している建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）については、令和5年3月31日まで本基準を適用しない。</p>		<p>(2) 条例附則第2条</p>	<p>(2) 1居室1世帯となっていない。 (注)に該当する宿泊所)</p>	<p>B</p>
	<p>2 居室の床面積は収納設備等を除き、7.43㎡以上とすること。地域の実情によりこれにより難しい場合は、4.95㎡以上とすること。</p>	<p>1 居室の床面積は収納設備等を除き、7.43㎡以上確保されているか。地域の実情によりこれにより難しい場合は、4.95㎡以上確保されているか。</p>	<p>(1) 条例第13条第6項第1号ウ</p>	<p>(1) 居室の床面積が収納設備等を除き、7.43㎡以上（地域の実情によりこれにより難しい場合は、4.95㎡以上）確保されていない。</p>	<p>C</p>
	<p>(注) 届出済みの無料低額宿泊所が、平成27年6月30日において事業の用に供している建物（基本的な設備が完成しているものを含み、同年7月1日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）については、当分の間、次に掲げる事項を満たすことを条件として、本基準を適用しない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 居室の床面積が、収納設備等を除き3.3㎡以上であること。</li> <li>2. 入居予定者に対し、あらかじめ、居室の床面積が条例第13条第6項第1号ウに規定する基準を満たさないことを記した文書を交付して説明を行い、同意を得ること。</li> <li>3. 入居者の寝具及び身の回り品を各人別に収納することができる収納設備を設けること。</li> <li>4. 条例第13条第5項第1号の規定にかかわらず、共用室を設けること。</li> <li>5. 居室の床面積の改善についての計画を、市と協議の上作成すること。</li> <li>6. 前号の規定により作成した計画を市に提出するとともに、段階的かつ計画的に条例第13条第6項第1号ウに規定する基準を満たすよう必要な改善を行うこと。</li> </ol>	<p>2 家族等が入居する居室について、原則として1人当たり7.43㎡以上確保されているか。</p>	<p>(2) 条例附則第3条</p> <p>(3) 基準通知第2-2(2)ア、第5(2)</p> <p>(1) 基準通知第2-2(2)イ</p>	<p>(2) 居室の床面積が収納設備等を除き、7.43㎡以上（地域の実情によりこれにより難しい場合は、4.95㎡以上）確保されていないにもかかわらず、条例附則第3条に掲げる条件を満たしていない。（注）に該当する宿泊所)</p> <p>(1) 家族等が入居する居室について、1人当たり7.43㎡以上確保されていない。</p>	<p>B</p>

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分	
3	<p>居室の扉は、堅固なものとし、居室ごとに設けること。</p> <p>(注) 届出済みの無料低額宿泊所が、事業の用に供している建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）については、令和5年3月31日まで本基準を適応しない。</p>	1 居室の扉は、堅固なもので、居室ごとに設けられているか。	(1) 条例第13条第6項第1号エ  (2) 条例附則第2条	(1) 居室の扉が堅固なものでない。また、居室ごとに設けられていない。  (2) 居室の扉が堅固なものでない。また、居室ごとに設けられていない。（注）に該当する宿泊所	C  B	
		4 居室の出入口は、屋外、廊下又は広間のいずれかに直接面して設けること。	1 居室の出入口は、屋外、廊下又は広間のいずれかに直接面して設けているか。	(1) 条例第13条第6項第1号オ  (2) 条例附則第2条	(1) 居室の出入口が、屋外、廊下又は広間のいずれかにも直接面していない。  (2) 居室の出入口が、屋外、廊下又は広間のいずれかにも面していない。（注）に該当する宿泊所	C  B
		5 各居室の間仕切壁は、堅固なもので、天井まで達していること。 間仕切壁については、プライバシー確保のために適切な素材とし、簡易なパネル、ベニヤ板等で室内を仕切っただけのものは認められないこと。また、隣の居室とは、隙間なく間仕切壁で仕切られていること。 ただし、一般の住宅を改修している場合であって、建物の構造上、各居室がふすま等で仕切られている場合や、居室間の間仕切壁の上部に欄間が設けられている場合には、基準に適合するものとして取り扱って差し支えないこと。  (注) 届出済みの無料低額宿泊所が、事業の用に供している建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）については、令和5年3月31日まで本基準を適応しない。	1 各居室の間仕切壁は、堅固なもので、天井まで達しているか。	(1) 条例第13条第6項第1号カ  (2) 条例附則第2条  (3) 基準通知第2-2(2)エ	(1) 各居室の間仕切壁が堅固なものでない。また、天井まで達していない。  (2) 各居室の間仕切壁が堅固なものでない。また、天井まで達していない。（注）に該当する宿泊所	C  B
6 居室を地階に設けないこと。 建築基準法第29条の規定による地階における住宅等の居室として、壁及び床の防湿その他の事項等に関する基準を満たすものについてはこの限りではないこと。	1 居室を地階に設けていないか。	(1) 条例第13条第6項第1号イ  (2) 基準通知第2-2(2)ウ	(1) 地階に居室を設けている。	C		

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
(5) 共用スペース	<p>1 無料低額宿泊所には、次に掲げる設備を設けなければならない。  ただし、社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該無料低額宿泊所の効果的な運営を期待することができる場合であって、入居者に対するサービスの提供に支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 居室</li> <li>二 炊事設備</li> <li>三 洗面所</li> <li>四 便所</li> <li>五 浴室</li> <li>六 洗濯室又は洗濯場</li> </ul> <p>2 無料低額宿泊所は、必要に応じ、次に掲げる設備その他の施設の円滑な運営に資する設備を設けなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 共用室</li> <li>二 相談室</li> <li>三 食堂</li> </ul> <p>※基準通知第2-2(1)イ  各居室に専用の炊事設備や便所、浴室等が設けられているワンルーム型の施設においては、共用室、相談室及び食堂を設けないこととして差し支えないこと。</p> <p>3 無料低額宿泊所の設備は、専ら当該無料低額宿泊所の用に供するものでなければならない。  ただし、入居者に提供するサービスに支障がない場合は、この限りでない。</p>	<p>1 炊事設備は設置されているか。  火気を使用する部分について不燃材料を用いているか。  食器、食品等を清潔に保管する設備並びに防虫及び防鼠設備を設けているか。</p> <p>2 洗面所、便所、浴室及び洗濯室又は洗濯場は設置されているか。</p> <p>3 浴室には浴槽を設けているか。</p> <p>4 居室以外の設備について、機能を十分に発揮し得る適当な広さと数が確保されているか。</p> <p>1 共用室、相談室及び食堂を設置しているか。</p> <p>1 専ら当該施設の用に供するものになっているか。</p>	<p>(1) 条例第13条第4項</p> <p>(2) 基準通知第2-2</p> <p>(1) 条例第13条第5項</p> <p>(2) 基準通知第2-2(1)イ</p> <p>(1) 条例第6条</p> <p>(2) 基準通知第1-4</p>	<p>(1) 必要な設備を設けていない。</p> <p>(2) 入居定員に適したものを設けていない。</p> <p>(1) 共用室、相談室及び食堂を設置していない。</p> <p>(1) 設備が施設の専用になっていない。  (専用でなくていいのは、効果的な運営と入居者に対する適切なサービスの提供が確保される場合に限る)</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>C</p>

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
4 運営規程	<p>1 無料低額宿泊所は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 施設の目的及び運営の方針</li> <li>二 職員の職種、員数及び職務の内容</li> <li>三 入居定員</li> <li>四 入居者に提供するサービスの内容及び利用料その他の費用の額</li> <li>五 施設の利用に当たっての留意事項</li> <li>六 非常災害対策</li> <li>七 その他施設の運営に関する重要事項</li> </ul> <p>2 無料低額宿泊所は、運営規程を定め、又は変更した場合は、市に届け出なければならない。</p>	<p>1 施設の運営規程を定めているか。</p> <p>1 運営規程を定め、又は変更した際、市に届け出ているか。</p>	<p>(1) 条例第 8 条第 1 項</p> <p>(2) 基準通知第 1 - 6</p> <p>(1) 条例第 8 条第 2 項</p>	<p>(1) 施設の運営規程を定めていない。</p> <p>(1) 運営規程を定め、又は変更した際、市に届け出ているか。</p>	C
5 入退居	<p>1 無料低額宿泊所は、入居予定者の入居に際しては、当該入居予定者の心身及び生活の状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>2 無料低額宿泊所は、入居者の心身の状況、入居中に提供することができるサービスの内容及び内容等に照らし、無料低額宿泊所において日常生活を営むことが困難となったと認められる入居者に対し、その者の希望、その者が退去後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の状態に適合するサービスに関する情報の提供を行うとともに、適切な他のサービスを受けることができるよう必要な援助に努めなければならない。</p> <p>3 無料低額宿泊所は、入居者の退去に係る援助に際しては、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関、相談等の支援を行う保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めなければならない。</p>	<p>1 当該入居予定者の心身及び生活の状況等の把握に努めているか。</p> <p>1 日常生活を営むことが困難となったと認められる入居者に対し、必要な援助に努めているか。</p> <p>1 日常生活を営むことが困難となった入居者の援助に際して、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めているか。</p>	<p>(1) 条例第 1 6 条第 1 項</p> <p>(2) 基準通知第 4 - 2</p> <p>(1) 条例第 1 6 条第 2 項</p> <p>(2) 基準通知第 4 - 2</p> <p>(1) 条例第 1 6 条第 3 項</p> <p>(2) 基準通知第 4 - 2</p>	<p>(1) 入居予定者の心身及び生活の状況等の把握に努めていない。</p> <p>(1) 日常生活が困難な入居者に対し必要な援助に努めていない。</p> <p>(1) 日常生活を営むことが困難となった入居者の援助に際して、福祉事務所その他の関係機関、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めていない。</p>	B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
6 宿泊所利用契約	<p>1 無料低額宿泊所は、居室の利用その他のサービスの提供の開始に際し、あらかじめ、入居申込者に対し、運営規程の概要、職員の勤務の体制、当該サービスの内容及び費用その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行うとともに、居室の利用に係る契約とそれ以外のサービスの提供に係る契約をそれぞれ文書により締結しなければならない。</p> <p>※法第77条第1項 社会福祉事業の経営者は、福祉サービスを利用するための契約が成立したときは、その利用者に対し、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。</p> <p>(1) 当該社会福祉事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地 (2) 当該社会福祉事業の経営者が提供する福祉サービスの内容 (3) 当該福祉サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項 (4) その他厚生労働省令で定める事項 ア 福祉サービスの提供開始年月日 イ 福祉サービスに係る苦情を受け付けるための窓口</p> <p>2 入居に当たっては、提供するサービスについて十分な説明を行い、入居者本人の同意を得た上で契約を締結するものであり、入居者が望まないサービスの利用を強制してはならない。</p> <p>3 無料低額宿泊所は、条例第15条第1項前段の契約又は当該契約の更新において、契約期間及び解約に関する事項を定めなければならない。</p> <p>4 契約期間は、一年以内としなければならない。ただし、居室の利用に関する契約が建物の賃貸借契約（借地借家法（平成3年法律第90号）第38条第1項の規定による建物の賃貸借契約を除く。）である場合における当該居室の利用に関する契約の契約期間は、一年としなければならない。</p>	<p>1 あらかじめ、入居申込者にサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行うとともに、文書により契約を締結しているか。</p> <p>2 居室の利用に関する契約とそれ以外のサービスの利用に関する契約を同一の文書により締結していないか。</p> <p>3 遅滞なく契約書を利用者に交付しているか。</p> <p>1 入居者が望まないサービスの利用を強制していないか。</p> <p>1 契約期間及び解約に関する事項を定めているか。</p> <p>1 契約期間は、一年以内となっているか。</p>	<p>(1) 法第77条第1項 (2) 条例第15条第1項 (3) 通知4-1(1)</p> <p>(1) 条例第15条第1項 (2) 通知4-1(1)</p> <p>(1) 法第77条第1項（利用契約の成立時の書面の交付）</p> <p>(1) 基準通知第4-1(1)</p> <p>(1) 条例第15条第2項</p> <p>(1) 条例第15条第2項 (2) 基準通知第4-1(2)</p>	<p>(1) あらかじめ、入居申込者にサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行っていない。</p> <p>(2) 居室の利用その他サービスの利用に関して、入居申込者と文書により契約を締結していない。</p> <p>(1) 居室の利用に関する契約とそれ以外のサービスの利用に関する契約を同一の文書により締結している。</p> <p>(1) 利用者に契約書を交付していない。</p> <p>(1) 入居者が望まないサービスの利用を強制している。</p> <p>(1) 契約期間及び解約に関する事項を定めていない。</p> <p>(1) 契約期間が、一年以内となっていない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
	<p>5 無料低額宿泊所は、条例第15条第2項の契約期間の満了前に、あらかじめ入居者の意向を確認するとともに、福祉事務所等都道府県又は区市町村の関係機関と、当該入居者が継続して無料低額宿泊所を利用する必要性について協議しなければならない。</p> <p>6 無料低額宿泊所は、条例第15条第2項の解約に関する事項において、入居者の権利を不当に制限する条件を定めてはならない。</p> <p>7 無料低額宿泊所は、条例第15条第2項の解約に関する事項において、入居者が解約を申し入れた場合は速やかに当該契約を終了する旨を定めなければならない。</p> <p>8 解約に伴う違約金の支払を求める等、解約を制限する規定を設けてはならない。</p> <p>9 無料低額宿泊所は、条例第15条第1項の契約又は当該契約の更新に際し、入居申込者に対して、保証人を立てさせてはならない。</p> <p>10 無料低額宿泊所は、入居申込者からの申出があった場合には、条例第15条第1項の規定による文書の交付に代えて、当該入居申込者の承諾を得て、同項の重要事項及び同条第2項の事項を電子情報処理組織（無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機と、入居申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該無料低額宿泊所は、あらかじめ、当該入居申込者に対し、提供に用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による同意を得なければならない。</p>	<p>1 契約期間の満了前に、あらかじめ入居者の意向を確認するとともに、福祉事務所等都道府県又は区市町村の関係機関と、当該入居者が継続して無料低額宿泊所を利用する必要性について協議しているか。</p> <p>1 解約に関する事項において、入居者の権利を不当に制限する条件を定めていないか。</p> <p>1 入居者が解約を申し入れた場合は速やかに当該契約を終了する旨を定めているか。</p> <p>1 解約を制限する規定を設けていないか。</p> <p>1 入居に当たって保証人を求めているか。</p> <p>1 入居申込者に対し、重要事項を記した文書の交付に代えて、電磁的方法による場合、当該入居申込者に対し、電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による同意を得ているか。</p>	<p>(1) 条例第15条第3項 (2) 基準通知第4-1(3)</p> <p>(1) 条例第15条第4項 (2) 基準通知第4-1(4)</p> <p>(1) 条例第15条第5項 (2) 基準通知第4-1(5)</p> <p>(1) 条例第15条第4項 (2) 基準通知第4-1(5)</p> <p>(1) 条例第15条第6項</p> <p>(1) 条例第15条第7項、第10項 (2) 基準通知第4-1(6)</p>	<p>(1) 契約期間の満了前に、入居者の意向を確認していない。</p> <p>(2) 福祉事務所その他の関係機関と、入居者が継続して無料低額宿泊所を利用する必要性について協議していない。</p> <p>(1) 解約に関する事項において、入居者の権利を不当に制限する条件を定めている。</p> <p>(1) 入居者が解約を申し入れた際に、速やかに当該契約を終了する旨を定めていない。</p> <p>(1) 解約を制限する規定を設けていない。</p> <p>(1) 入居に当たって保証人を求めている。</p> <p>(1) 入居申込者に対し、重要事項を記した文書の交付に代えて、電磁的方法による場合、当該入居申込者に対し、電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による同意を得ていない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
	<p>(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの  ア 無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機と入居申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法  イ 無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された条例第15条第1項の重要事項及び同条第2項の事項を電気通信回線を通じて入居申込者の閲覧に供し、当該入居申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項等を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）</p> <p>(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに条例第15条第1項の重要事項及び同条第2項の事項を記録したものを交付する方法</p> <p>11 電磁的方法は、入居申込者が当該入居申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。</p> <p>12 条例第15条第10項の同意を得た無料低額宿泊所は、当該入居申込者から文書又は電磁的方法により同条第1項の重要事項及び第2項の事項について電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該入居申込者に対し、電磁的方法による提供をしてはならない。ただし、当該入居申込者が再び同条第10項の同意をした場合は、この限りでない。</p>	<p>1 電磁的方法は、入居申込者が当該入居申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものとなっているか。</p> <p>1 入居申込者から電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該入居申込者に対し、文書により交付しているか。</p>	<p>(1) 条例第15条第8項</p> <p>(1) 条例第15条第11項</p>	<p>(1) 電磁的方法は、入居申込者が当該入居申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものとなっていない。</p> <p>(1) 入居申込者から電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったにもかかわらず、当該入居申込者に対し、電磁的方法による提供をしている。</p>	<p>C</p> <p>C</p>

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
(2) 食事の提供に要する費用	<p>1 食事の提供に要する費用は、食材費及び調理等に関する費用に相当する金額とすること。</p> <p>2 食事の提供に要する費用については、1食当たりの単価を設定し、事前の申出等により利用入居者が提供を求めない場合に対応できるようにすること。</p> <p>3 弁当等市販品を配布する場合については、購入、配送等の調達に要する費用以上の料金を設定する等、不当に営利を図ってはならない。</p>	<p>1 食事の提供に要する費用は、食材費及び調理等に関する費用に相当する金額となっているか。</p> <p>2 食事の提供に要する費用については、1食当たりの単価を設定し、事前の申出等により入居者が提供を求めない場合に対応できるようにしているか。</p> <p>3 弁当等市販品を配布する場合については、購入、配送等の調達に要する費用以上の料金を設定する等、不当に営利を図っていないか。</p>	<p>(1) 条例第17条第2項第1号 (2) 基準通知第4-3(2)ア</p> <p>(1) 基準通知第4-3(2)ア</p> <p>(1) 基準通知第4-3(2)ア</p>	<p>(1) 食材費及び調理等に関する費用に相当する金額となっていない。</p> <p>(1) 1食当たりの単価を設定しておらず、事前の申出等により利用入居者が提供を求めない場合に、対応できるようにしていない。</p> <p>(1) 購入、配送等の調達に要する費用以上の料金を設定する等、不当に営利を図っている。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
(3) 居室使用料	<p>1 居室使用料は、当該無料低額宿泊所の整備に要した費用、修繕費、管理事務費、地代に相当する額等を基礎として合理的に算定された金額とすること。</p> <p>2 条例第17条第2項第2号アに規定する金額以外に、敷金、権利金、謝金等の金品を受領しないこと。</p>	<p>1 居室使用料は、合理的に算定された金額となっているか。</p> <p>1 居室使用料以外に、敷金、権利金、謝金等の金品を受領していないか。</p>	<p>(1) 条例第17条第2項第2号ア (2) 基準通知第4-3(2)イ</p> <p>(1) 条例第17条第2項第2号イ (2) 基準通知第4-3(2)イ</p>	<p>(1) 合理的に算定された金額となっていない。</p> <p>(1) 居室使用料以外に、敷金、権利金、謝金等の金品を受領している。</p>	<p>C</p> <p>C</p>
(4) 共益費	<p>1 共益費は、共用部分の清掃、備品の整備等の共用部分の維持管理に要する費用に相当する金額とすること。</p>	<p>1 共益費は、共用部分の維持管理に要する費用に相当する金額となっているか。</p>	<p>(1) 条例第17条第2項第3号 (2) 基準通知第4-3(2)ウ</p>	<p>(1) 共益費が、共用部分の維持管理に要する費用に相当する金額となっていない。</p>	<p>C</p>
(5) 光熱水費	<p>1 光熱水費は、居室及び共用部分に係る光熱水費に相当する金額とすること。</p>	<p>1 光熱水費は、居室及び共用部分に係る光熱水費に相当する金額となっているか。</p>	<p>(1) 条例第17条第2項第4号 (2) 基準通知第4-3(2)エ</p>	<p>(1) 居室及び共用部分に係る光熱水費に相当する金額となっていない。</p>	<p>C</p>
(6) 日用品費	<p>1 日用品費は、入居者が使用する日用品の購入費に相当する金額とすること。</p>	<p>1 日用品費は、入居者が使用する日用品の購入費に相当する金額となっているか。</p>	<p>(1) 条例第17条第2項第5号 (2) 基準通知第4-3(2)オ</p>	<p>(1) 入居者が使用する日用品の購入費に相当する金額となっていない。</p>	<p>C</p>
(7) 基本サービス費	<p>1 基本サービス費は、入居者の状況の把握等の業務に係る人件費、事務費等に相当する金額とすること。</p>	<p>1 基本サービス費は、入居者の状況の把握等の業務に係る人件費、事務費等に相当する金額となっているか。</p>	<p>(1) 条例第17条第2項第6号 (2) 基準通知第4-3(2)カ</p>	<p>(1) 入居者の状況の把握等の業務に係る人件費、事務費等に相当する金額となっていない。</p>	<p>C</p>



項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
(8) 入居者が選定する日常生活上の支援に関するサービスの提供に要する費用	1 入居者が選定する日常生活上の支援に関するサービスの提供に要する費用は、人件費、事務費等に相当する金額とすること。  2 入居者が選定する日常生活上の支援に関するサービスの提供に要する費用は、日常生活支援住居施設として受領する委託費を除くこと。	1 入居者が選定する日常生活上の支援に関するサービスの提供に要する費用は、人件費、事務費等に相当する金額となっているか。  2 入居者が選定する日常生活上の支援に関するサービスの提供に要する費用は、日常生活支援住居施設として受領する委託費を除いているか。	(1) 条例第17条第2項第7号 (2) 基準通知第4-3(2)キ  (1) 条例第17条第2項第7号 (2) 基準通知第4-3(2)キ	(1) 人件費、事務費等に相当する金額となっていない。  (1) 日常生活支援住居施設として受領する委託費を除いていない。	C  C
(9) その他	1 利用料の設定については、各費用が条例第17条第1項各号に規定する各事項のいずれに該当するのか運営規程上に明記する等、利用者等に説明できるようにしておくこと。	1 利用料の設定について、条例第17条第1項各号に規定する各事項のいずれにも該当しない費用がないか。	(1) 基準通知第4-3(3)	(1) 条例第17条第1項各号に規定する各事項のいずれにも該当しない費用がある。	C
7 サービスの提供					
(1) サービス提供の方針	1 無料低額宿泊所は、入居者の健康保持に努めるほか、当該入居者が安心して生き生きと明るく生活できるよう、その心身の状況や希望に応じたサービスの提供を行うとともに、生きがいをもって生活できるようにするための機会を適切に提供しなければならない。  2 無料低額宿泊所の運営は、入居者にとって当該無料低額宿泊所全体が一つの住居であることに鑑み、入居者が共用部分を円滑に使用できるよう配慮して行われなければならない。  3 喫煙に関しては、喫煙場所、喫煙可能時間等を設定するとともに、必要な換気を行う等受動喫煙の防止に努めるものであること。  4 無料低額宿泊所の運営は、入居者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。  5 無料低額宿泊所は、入居者に対するサービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、当該入居者に対し、サービスの提供を行う上で必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。	1 入居者の心身の状況や希望に応じたサービスの提供を行っているか。  1 入居者が共用部分を円滑に使用できるよう配慮しているか。  1 受動喫煙の防止に努めているか。  1 プライバシーの確保に配慮しているか。  1 入居者にサービスの提供を行う上で必要な事項について、説明しているか。	(1) 条例第18条第1項 (2) 基準通知第4-4(1)  (1) 条例第18条第2項 (2) 基準通知第4-4(2)  (1) 基準通知第4-4(2) (2) 健康増進法第27条 (3) 東京都受動喫煙防止条例(平成30年7月4日東京都条例第75号)  (1) 条例第18条第3項 (2) 基準通知第4-4(3)  (1) 条例第18条第4項 (2) 基準通知第4-4(4)	(1) 入居者の心身の状況や希望に応じたサービスの提供を行っていない。  (1) 入居者が共用部分を円滑に使用できるよう配慮していない。  (1) 受動喫煙の防止に努めていない。  (1) 入居者のプライバシーの確保に配慮していない。  (1) 入居者にサービスの提供を行う上で必要な事項について、説明していない。	C  C  B  C  C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
(2) 食事	1 無料低額宿泊所は、入居者に食事を提供する場合、量及び栄養並びに当該入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。	1 量及び栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しているか。	(1) 条例第19条	(1) 量及び栄養並びに当該入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供していない。	C
	2 食事を適切な時間に提供しているか。	2 食事を適切な時間に提供しているか。	(1) 条例第19条	(1) 食事を適切な時間に提供していない。	C
(3) 入浴	2 食事の提供は、入居者がその内容を確認できるようあらかじめ作成した献立に応じて提供することを原則とし、利用入居者から事前の申し出があった場合には、食事の提供を行わない等、入居者の希望等に応じた対応が行われるようにすること。	1 入居者が食事の内容を確認できるようあらかじめ作成した献立に応じて提供することを原則としているか。	(1) 基準通知第4-5(1)	(1) あらかじめ作成した献立に応じて提供することを原則としていない。	C
		2 利用入居者から事前の申し出があった場合には、食事の提供を行わない等、入居者の希望等に応じた対応が行われているか。	(1) 基準通知第4-5(1)	(1) 入居者の希望等に応じた対応が行われていない。	C
	1 無料低額宿泊所は、1日に1回の頻度で、入居者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない事情がある場合は、あらかじめ、当該入居者に対し当該事情の説明を行うことにより、1週間に3回以上の頻度とすることができる。	1 1日に1回の頻度で、入居者に入浴の機会を提供しているか。	(1) 条例第20条 (2) 基準通知第4-5(2)	(1) やむを得ない事情が無いにも関わらず、1日に1回の頻度で、入居者に入浴の機会を提供していない。	C
	2 あらかじめ当該入居者に対し当該事情の説明を行っているか。(やむを得ない事情がある場合)	(1) 基準通知第4-5(2)	(1) あらかじめ入居者に対しやむを得ない事情の説明を行っていない。	C	
		3 入浴の機会が1週間に3回以上の頻度としているか。(やむを得ない事情がある場合)	(1) 基準通知第4-5(2)	(1) 入浴の機会が1週間に3回に満たない。	C
(4) 状況の把握	1 無料低額宿泊所は、原則として1日に1回以上、居室への訪問等の方法により、入居者の状況を把握しなければならない。	1 原則として1日に1回以上、入居者の状況を把握しているか。	(1) 条例第21条 (2) 基準通知第4-6	(1) 原則として1日に1回以上、入居者の状況を把握していない。	C
	2 職員の勤務状況により休日となる日については、訪問等による状況把握を行う必要はないが、入居者からの臨時の連絡等には適宜応じることができるよう適切な支援体制を講じること。	1 職員の勤務状況により休日となる日については、適切な支援体制を講じているか。	(1) 基準通知第4-6	(1) 職員の勤務状況により休日となる日について、適切な支援体制を講じていない。	C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
(5) 定員の遵守	<p>1 無料低額宿泊所は、入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>2 緊急やむを得ず定員を超過して入居者を受け入れる場合で、1つの居室を複数人で使用するときや、居室の要件を満たさない場所を使用するときは、1人で1居室を使用する居室使用料を受領してはならない。</p>	<p>1 やむを得ない事情が無いにも関わらず、入居定員及び居室の定員を超えて入居させていないか。</p> <p>1 緊急やむを得ず定員を超過して入居者を受け入れる場合で、1つの居室を複数人で使用するときや、居室の要件を満たさない場所を使用する際、1人で1居室を使用する居室使用料を受領していないか。</p>	<p>(1) 条例第25条</p> <p>(1) 基準通知第4-8</p>	<p>(1) 入居定員及び居室の定員を超えて入居させている。</p> <p>(1) 緊急やむを得ず定員を超過して入居者を受け入れる場合で、1つの居室を複数人で使用するときや、居室の要件を満たさない場所を使用する際、1人で1居室を使用する居室使用料を受領している。</p>	<p>C</p> <p>C</p>
(6) 衛生管理等	<p>1 無料低額宿泊所は、入居者の使用する設備、食器等及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所において感染症、食中毒又は害虫が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>3 調理及び配膳に伴う衛生は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）等関係法規に準じて行うこととし、食中毒、感染症及び害虫の発生を防止するための措置等については、必要に応じて保健所の助言、指導等を求めること。</p> <p>4 無料低額宿泊所の施設内は定期的に行う等清潔を保つこと。</p>	<p>1 入居者の使用する設備、食器等及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じているか。</p> <p>1 感染症、食中毒又は害虫が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めているか。</p> <p>1 食中毒、感染症及び害虫の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導等を求めているか。</p> <p>1 定期的に行う等清潔を保っているか。</p>	<p>(1) 条例第26条第1項</p> <p>(1) 条例第26条第2項</p> <p>(1) 基準通知第4-9</p> <p>(1) 基準通知第4-9</p>	<p>(1) 入居者の使用する設備、食器等及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じていない。</p> <p>(1) 感染症、食中毒又は害虫が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めていない。</p> <p>(1) 食中毒、感染症及び害虫の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導等を求めているか。</p> <p>(1) 定期的に行う等清潔を保っていない。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>C</p>
(給食供給者の届出)	<p>1 給食供給者とは、営業以外の場合で、学校、病院、社会福祉施設等(以下この号において「施設等」という。)において、特定多数人に対して、同一の施設等で週1回以上継続的に1回20食以上又は1日50食以上の食事を供給する者をいう。 給食供給者は、給食施設における食事の供給を開始したときは、規則で定める場合を除き、その日から10日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書に、給食施設の設備の構造を表示した図面を添えて、知事に届け出なければならない。</p>	<p>1 給食開始届が届出されているか。</p>	<p>(1) 東京都食品製造業等取締条例第2条第1項第8号（用語の意義（給食供給者））、第5条の6第1項（給食供給者の届出）</p> <p>(2) 東京都食品製造業等取締条例施行規則第7条の3（給食供給者の届出）</p>	<p>(1) 給食開始届が届出されていない又は著しく遅延している。</p>	<p>B</p>

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
(特定給食施設の届出)	1 特定給食施設を設置した者は、その事業の開始の日から1月以内に、その施設の所在地の都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては市長又は区長）に、厚生労働省令で定める事項を届け出なければならない(健康増進法第20条)。	1 特定給食施設の届出がされているか。	(1) 健康増進法第20条第1項（特定給食施設の届出）	(1) 特定給食施設の届出がされていない又は著しく遅延している。	B
8 日常生活に係る金銭管理	1 入居者の金銭の管理は当該入居者本人が行うことを原則とする。ただし、金銭の適切な管理を行うことに支障がある入居者であって、無料低額宿泊所による金銭の管理を希望するものに対し、条例第27条第1号～第12号に掲げるところにより無料低額宿泊所が、日常生活に係る金銭を管理することを妨げない。	1 入居者本人が金銭の管理を行うことを原則としているか。	(1) 条例第27条	(1) 入居者本人が金銭の管理を行うことを原則としていない。	C
	2 入居者の状況等から、成年後見制度、権利擁護事業（日常生活自立支援事業）等他の金銭管理に係る制度の活用が可能な場合には、当該制度の活用を図ること。	2 入居者の状況や金銭管理を希望するか否かによらず入居者全員と金銭管理契約を行っていないか。	(1) 基準通知第4-10(1)	(1) 入居者の状況や金銭管理を希望するか否かによらず入居者全員と金銭管理契約を行っている。	C
	3 無料低額宿泊所が管理する金銭は、当該入居者に係る金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下「金銭等」という。）であって、日常生活を営むために必要な金額に限ること。資産や多額の現金等の管理を行うことは認められないものであること。	1 利用可能な成年後見制度、権利擁護事業（日常生活自立支援事業）等その他の金銭の管理に係る制度を活用しているか。	(1) 条例第27条第1号 (2) 通知4-10(2)	(1) 利用可能な金銭の管理に係る制度を活用していない。	C
	4 金銭等を無料低額宿泊所が有する他の財産と区分すること。	1 管理する金銭は、日常生活を営むために必要な金額に限定しているか。	(1) 条例第27条第2号 (2) 基準通知第4-10(3)	(1) 日常生活を営むために必要な金額に限定していない。	C
	5 金銭等は当該入居者の意思を尊重して管理すること。 入居者本人の意思に反して、個々の支出を極端に制限し、あるいは購入品を限定しないこと。	1 金銭等を無料低額宿泊所が有する他の財産と区分しているか。	(1) 条例第27条第3号	(1) 金銭等を無料低額宿泊所が有する他の財産と区分していない。	C
	6 条例第15条第1項に規定する契約とは別に、当該入居者の日常生活に係る金銭等の管理に係る事項のみを内容とする契約を締結すること。	1 当該入居者の意思を尊重して金銭等を管理しているか。	(1) 条例第27条第4号 (2) 基準通知第4-10(5)	(1) 当該入居者の意思を尊重して金銭等を管理していない。	C
		1 金銭等の管理に係る事項のみを内容とする契約を締結しているか。	(1) 条例第27条第5号 (2) 基準通知第4-10(4)	(1) 金銭等の管理に係る事項のみを内容とする契約を締結していない。	C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
	7 契約を行う場合には、条例第27条第9号に定める管理規程の内容について十分に説明を行うこと。	1 契約を行う場合に、管理規程の内容について十分に説明しているか。	(1) 基準通知第4-10(4)	(1) 管理規程の内容について十分に説明をおこなっていない。	C
	8 入居者本人が金銭等の管理契約の解約を申し入れたときは、解約するとともに管理する金銭等を速やかに返還すること。	1 入居者本人が金銭等の管理契約の解約を申し入れたときは、解約するとともに管理する金銭等を速やかに返還しているか。	(1) 基準通知第4-10(5)	(1) 入居者本人が解約を申し入れた際に、解約するとともに管理する金銭等を速やかに返還していない。	C
	9 金銭等の出納を行う場合は、無料低額宿泊所の職員が2人以上で確認を行う等の適切な体制を整備すること。	1 金銭等の出納を行う場合は、無料低額宿泊所の職員が2人以上で確認を行う等の適切な体制を整備しているか。	(1) 条例第27条第6号	(1) 無料低額宿泊所の職員が2人以上で確認を行う等の適切な体制を整備していない。	C
	10 入居者ごとに金銭等の収支の状況を明らかにする帳簿を整備するとともに、収支の記録について定期的に入居者本人に報告を行うこと。	1 入居者ごとに金銭等の収支の状況を明らかにする帳簿を整備しているか。 2 収支の記録について定期的に入居者本人に報告しているか。	(1) 条例第27条第7号 (1) 条例第27条第7号	(1) 入居者ごとに金銭等の収支の状況を明らかにする帳簿を整備していない。 (1) 収支の記録について定期的に入居者本人に報告していない。	C C
	11 当該入居者が退去する場合には、速やかに、管理する金銭等を当該入居者に返還すること。	1 当該入居者が退去する場合は、速やかに、管理する金銭等を当該入居者に返還しているか。	(1) 条例第27条第8号	(1) 当該入居者が退去する際に、速やかに、管理する金銭等を当該入居者に返還していない。	C
	12 金銭等の詳細な管理方法、入居者本人に対する収支の記録の報告方法等について、条例第27条第6号から第8号までに掲げる事項に関して具体的な方法を定めた管理規程を定めること。	1 金銭等の管理規程を定めているか。	(1) 条例第27条第9号 (2) 基準通知第4-10(6)	(1) 金銭等の管理規程を定めていない。	C
	13 管理規程を定め、又は変更した場合は、市に届け出ること。	1 管理規程を定め、又は変更した際、市に届け出ているか。	(1) 条例第27条第10号 (2) 基準通知第4-10(6)	(1) 管理規程を定め、又は変更した際、市に届け出していない。	C
	14 当該入居者が被保護者である場合は、当該入居者の金銭等の管理に係る契約の締結時又は変更時には、福祉事務所にその旨の報告を行うこと。	1 当該入居者と契約を締結し、又は当該契約を変更したときに、福祉事務所にその旨の報告しているか。	(1) 条例第27条第11号	(1) 当該入居者と契約を締結し、又は当該契約を変更したときに、福祉事務所にその旨の報告をしていない。	C
	15 金銭等の管理の状況について、市の求めに応じて速やかに報告できる体制を整えておくこと。	1 金銭等の管理の状況について、市の求めに応じて速やかに報告できる体制を整えているか。	(1) 条例第27条第12号	(1) 金銭等の管理の状況について、市の求めに応じて速やかに報告できる体制を整えていない。	C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
9 運営					
(1) 掲示及び公表	<p>1 無料低額宿泊所は、入居者の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制その他の入居者のサービスの選択に資すると認められる事項を掲示しなければならない。</p> <p>2 無料低額宿泊所は、運営規程を公表するとともに、毎会計年度終了後3月以内に、貸借対照表、損益計算書等の収支の状況に係る書類を公表しなければならない。</p> <p>3 事業実施の透明性を担保する観点から、法人等の主たる事務所に備え置き、閲覧の請求があった場合には請求に応じなければならない。</p>	<p>1 入居者の見やすい場所に、入居者のサービスの選択に資すると認められる事項を掲示しているか。</p> <p>1 運営規程を公表しているか。</p> <p>2 毎会計年度終了後3月以内に、貸借対照表、損益計算書等の収支の状況に係る書類を公表しているか。</p> <p>1 閲覧の請求があった場合には請求に応じる体制が整備されているか。</p>	<p>(1) 条例第28条第1項</p> <p>(1) 条例第28条第2項</p> <p>(1) 条例第28条第2項</p> <p>(1) 基準通知第4-11</p>	<p>(1) 入居者の見やすい場所に、入居者のサービスの選択に資すると認められる事項を掲示していない。</p> <p>(1) 運営規程を公表していない。</p> <p>(1) 毎会計年度終了後3月以内に、収支の状況に係る書類を公表していない。</p> <p>(1) 閲覧の請求があった際に、請求に応じる体制が整備されていない。</p>	C
(2) 秘密保持等	<p>1 無料低額宿泊所の職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た入居者の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所の職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た入居者の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 福祉関係事業者が事業を行うに当たって個人情報を取扱う場合、個人情報保護の重要性にかんがみ、その取扱いに適正を期し、個人の権利利益を侵害することのないよう努める必要がある。保有する個人情報について、次のように取扱うこと。</p> <p>(1) 利用目的をできる限り特定すること。  (2) 個人情報を取得した場合、速やかに本人に通知又は公表すること。  (3) 個人情報を適正に取得し、またその内容を正確に保つこと。  (4) 個人情報漏えい時の報告連絡体制等、安全管理措置を講じること。  (5) 法令に基づく場合を除き、個人情報を第三者に提供する際は、あらかじめ本人の同意を得ること。  (6) 例外規定に該当する場合を除き、本人から個人情報の開示を求められた場合は開示すること。</p>	<p>1 正当な理由なく、その業務上知り得た入居者の秘密を漏らしていないか。</p> <p>1 職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た入居者の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。</p> <p>1 個人情報保護に関して、法律等に基づいて適切な措置を講じているか。</p>	<p>(1) 条例第29条第1項</p> <p>(1) 条例第29条第2項 (2) 基準通知第4-12</p> <p>(1) 個人情報保護法第15条～第28条</p> <p>(2) 個人情報保護条例第5条（事業者の責務）</p>	<p>(1) 正当な理由なく、その業務上知り得た入居者の秘密を漏らしている。</p> <p>(1) 職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た入居者の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていない。</p> <p>(1) 個人情報保護に関して、適切な措置を講じていない。</p>	C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
(3) 誇大広告等の禁止	<p>1 事業者は、その提供する福祉サービスについて広告をするときは、広告された福祉サービスの内容その他の厚生労働省令で定める事項について、著しく事実と相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると人を誤認させるような表示をしてはならない。</p> <p>※基準通知第4-13            広告を行う場合、提供されるサービスの内容、利用料若しくは解約に関する事項、事業者の資力若しくは信用に関する事項又は事業者の実績に関する事項について、著しく事実と相違する表示をし、又は著しく優良又は有利であると人を誤認させるような表示をしてはならない。</p>	<p>1 提供する福祉サービスについて広告するときは、内容等について著しく事実と相違する表示をしていないか。</p>	<p>(1) 法第79条（誇大広告の禁止）            (2) 条例第30条            (3) 基準通知第4-13</p>	<p>(1) 内容等について著しく事実と相違する表示をしている。</p>	C
(4) 苦情等への対応	<p>1 無料低額宿泊所は、入居者からのサービスの提供に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>※法第82条            事業者は、常に、その提供する福祉サービスについて、利用者等からの苦情の適切な解決に努めなければならない。</p> <p>2 無料低額宿泊所は、条例第31条第1項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。</p> <p>3 無料低額宿泊所は、提供したサービスに関し、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。この場合において、市からの求めがあったときは、当該改善の内容を報告しなければならない。</p> <p>4 無料低額宿泊所は、法第85条第1項の規定による運営適正化委員会が行う調査に可能な限り協力しなければならない。</p> <p>※法第85条第1項            運営適正化委員会は、福祉サービスに関する苦情について解決の申出があったときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、当該苦情に係る事情を調査するものとする。</p>	<p>1 苦情対応のための窓口の設置その他の必要な措置を講じているか。</p> <p>1 苦情を受け付けた場合、当該苦情の内容等を記録しているか。</p> <p>1 提供したサービスに関し、市から指導又は助言を受けた場合、必要な改善を行っているか。</p> <p>2 市からの求めがあったときは、改善の内容を報告しているか。</p> <p>1 法第85条第1項の規定による運営適正化委員会が行う調査に可能な限り協力しているか。</p>	<p>(1) 法第82条（社会福祉事業の経営者による苦情の解決）            (2) 条例第31条第1項            (3) 基準通知第4-14（1）</p> <p>(1) 条例第31条第2項            (2) 基準通知第4-14（2）</p> <p>(1) 条例第31条第3項</p> <p>(1) 条例第31条第4項</p> <p>(1) 法第85条第1項（社会福祉事業の経営者による苦情の解決）            (2) 条例第31条第5条</p>	<p>(1) 苦情対応のための窓口の設置その他の必要な措置を講じていない。</p> <p>(1) 苦情の内容等を記録していない。</p> <p>(1) 提供したサービスに関し、市から指導又は助言を受けた場合、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていない。</p> <p>(1) 市からの求めがあったとき、改善の内容を報告していない。</p> <p>(1) 法第85条第1項の規定による運営適正化委員会が行う調査に可能な限り協力していない。</p>	C C C C C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
(5) 事故防止	5 事業者は、福祉サービスを利用するための契約が成立したときは、その利用者に対し、遅滞なく、福祉サービスに係る苦情を受け付けるための窓口を記載した書面を交付しなければならない。	1 福祉サービスに係る苦情を受け付けるための窓口を文書で明示しているか。	(1) 法第77条（利用契約の成立時の書面の交付） (2) 法施行規則第16条第2項 第2号（法第77条第1項に規定する厚生労働省令で定める契約等）	(1) 福祉サービスに係る苦情の受け付け、その方法について利用者に周知していない。	C
	1 無料低額宿泊所は、入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市、当該入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。	1 事故が発生した場合は、速やかに市、当該入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	(1) 条例第32条第1項	(1) 事故が発生した際、速やかに市、当該入居者の家族等に連絡を行っていない。また、必要な措置を講じていない。	C
	2 無料低額宿泊所は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。	2 事故の状況及び処置について記録しているか。	(1) 条例第32条第2項 (2) 基準通知第4-15(2)	(1) 事故の状況及び処置について記録していない。	C
	3 無料低額宿泊所は、入居者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。	1 賠償すべき事故が発生した場合に、損害賠償を速やかに行っているか。	(1) 条例第32条第3項	(1) 賠償すべき事故が発生した場合に、損害賠償を速やかに行っていない。	C
4 賠償すべき事故に対応するため、損害賠償保険に加入しておくことが望ましい。	1 賠償すべき事故に対応するため、損害賠償保険に加入しているか。	(1) 基準通知第4-15(3)	(1) 損害賠償保険に加入していない。	B	
(6) 記録の整備	1 事業者は、無料低額宿泊所における日々の運営、財産及び入居者に提供するサービスの状況等に関する事実を正確に記録し、常に当該無料低額宿泊所の実情を的確に把握するため、少なくとも次の記録を備えなければならない。 (1) 運営に関する記録 ア 職員の勤務状況、給与等に関するもの イ 施設運営に必要な諸規程 ウ 事業計画及び事業実施状況に関するもの エ 関係機関に対する報告書等の文書 (2) 入居者に関する記録 ア 入居者名簿 イ 入居者台帳（入居者の生活歴及び入退居に関する記録その他必要な事項を記載したもの） ウ サービス提供に関する入居者からの苦情の内容等 (3) 会計処理に関する記録 ア 収支予算及び収支決算に関する書類 イ 金銭の出納に関するもの ウ 債権債務に関するもの エ 物品の受払に関するもの オ 収入支出に関するもの カ その他会計に関するもの	1 設備、職員及び会計に関する記録を整備しているか。	(1) 条例第10条第1項 (2) 基準通知第1-8	(1) 設備、職員及び会計に関する記録を整備していない。	C



項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
10 災害時における利用者の安全確認	<p>2 無料低額宿泊所は、入居者に提供するサービスの状況に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 提供した具体的なサービスの内容等の記録  (2) 条例第31条第2項に規定する苦情の内容等の記録  (3) 条例第32条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>	<p>1 入居者に提供するサービスの状況に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存しているか。</p>	<p>(1) 条例第10条第2項  (2) 基準通知第4-14(2)  (3) 基準通知第4-15(2)</p>	<p>(1) 入居者に提供するサービスの状況に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存していない。</p>	C
(1) 防火対象物の使用開始の届出	<p>1 消防法施行令別表第1各項に掲げる防火対象物又はその部分を使用とする者は、7日前までに、規則で定めるところにより、その旨を消防署長に届け出なければならない。</p>	<p>1 消防法令に基づいて、防火対象物の使用開始の届出がされているか。</p>	<p>(1) 条例第13条第2項  (2) 東京都火災予防条例第56条の2(防火対象物の使用開始の届出等)  (3) 東京都火災予防条例施行規則第12条の2(防火対象物の使用開始の届出の様式)</p>	<p>(1) 防火対象物の使用開始の届出がされていない。</p>	B
(2) 防火管理者の選任等	<p>1 多数の者が出入し、勤務し、又は居住する防火対象物においては、政令で定める資格を有する者のうちから防火管理者を定め、必要な業務を行なわせなければならない。</p> <p>※消防法施行令第1条の2第3項  【防火管理者を定めなければならない防火対象物】  別表第一に掲げる防火対象物のうち、次に掲げるもの  (5)項イ「旅館、ホテル及び宿泊所その他これらに類するもの」  …収容人数30人以上のもの  (5)項ロ「寄宿舎、下宿又は共同住宅」  …収容人数50人以上のもの 等</p> <p>※基準通知第1-7(2)  一般的には、無料低額宿泊所は、(5)項ロの「寄宿舎、下宿又は共同住宅」に該当することが想定されるが、不特定多数の人が主として短い期間宿泊し、宿泊者等の入れ替わりが頻繁である場合には、(5)項イの「旅館、ホテル及び宿泊所その他これらに類するもの」に該当する場合がある。</p>	<p>1 消防法令に基づいて、防火管理者の選任がされているか。</p>	<p>(1) 条例第13条第2項  (2) 消防法第8条第1項  (3) 消防法施行令第1条の2第3項(防火管理者を定めなければならない防火対象物等)</p>	<p>(1) 消防法令に基づいて、防火管理者が選任されていない。</p>	B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
(3) 防災対象物の防災性能	2 防火管理者を定めたときは、遅滞なくその旨を所轄消防長又は消防署長に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。 防火対象物においては、そこに出入し、勤務し、又は居住する者の数等によって、防火管理上必要な業務に違いがある。	1 消防法令に基づいて、防火管理者の選任・解任の届出がされているか。	(1) 条例第13条第2項 (2) 消防法第8条第2項	(1) 消防法令に基づいて、防火管理者の選任・解任の届出がされていない。	B
	1 災害が発生した場合に、その被害を最小限に食い止めるよう努める必要がある。  *消防法第8条の3第1項 政令で定める防火対象物において使用する防火対象物品は、政令で定める基準以上の防災性能を有するでなければならない。  【政令で定める防火対象物】 消防法施行令別表第1 (5)項イ、(6)項、(16)項 等	1 消防法令で定める防火対象物において、防災対象物品（カーテン、じゅうたん等）は防災性能を有しているか。  【防火対象物品】 カーテン、布製のブラインド 暗幕、じゅうたん等	(1) 条例第13条第2項 (2) 消防法第8条の3第1項  (3) 消防法施行令第4条の3（防災防火対象物の指定等）	(1) 消防法令で定める防火対象物において、防災対象物品（カーテン、じゅうたん等）が防災性能を有していない。	C
(4) 非常災害対策	1 無料低額宿泊所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。	1 消防用設備等や、風水害、地震の災害に際して必要な設備を設けているか。	(1) 条例第9条第1項 (2) 消防法第17条第1項 (3) 基準通知第1-7(2)	(1) 必要な設備を設けていない。	C
		2 非常災害に対する責任者を定め、火災、風水害、地震等の災害に対する計画又は消防計画を策定しているか。	(1) 条例第9条第1項 (2) 基準通知第1-7(3) (3) 消防法施行令第3条の2第1項 (4) 消防法施行規則第3条第1項	(1) 火災、風水害、地震等の災害に対する計画又は消防計画を策定していない。	C
		3 非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、これらを定期的に職員に周知しているか。	(1) 条例第9条第1項	(1) 非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、これらを定期的に職員に周知していない。	B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
(5) 消防署の立入検査	2 消防計画を作成したとき及び内容を変更したときは所轄消防署長へ届け出をすること（消防法該当※の場合）。  ※防火管理者が消防計画を作成しなければならない防火対象物 別表第一に掲げる防火対象物のうち、次に掲げるもの （5）項イ「旅館、ホテル及び宿泊所その他これらに類するもの」 …収容人数30人以上のもの （5）項ロ「寄宿舍、下宿又は共同住宅」 …収容人数50人以上のもの 等	1 消防計画を作成したとき、所轄消防署長に届け出ているか。  2 消防計画の内容を変更したとき、所轄消防署長に届け出ているか。	(1) 条例第13条第2項 (2) 消防法第8条 (3) 消防法施行規則第3条第1項	(1) 消防計画を作成したとき、所轄消防署長に届け出していない。  (2) 消防計画変更の届出をしていない。	C  B
	1 消防法第4条に基づく消防署の立入検査の結果による指示事項については、速やかに指示事項を改善すること。	1 立入検査の結果に対する改善及び改善報告は適切になされているか。	(1) 条例第13条第2項 (2) 消防法第4条	(1) 立入検査の結果に対する改善及び改善報告がなされていない。	B
(6) 避難訓練、救出訓練	1 非常災害に備えるため、少なくとも1年に1回以上、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うこと。 ・「避難、救出その他必要な訓練」については、災害発生時において、消火、通報、避難誘導等が適切に実施されるための訓練を指す。  *消防法施行規則第3条第10項 消防法施行令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ又は(16)の2)項に掲げる防火対象物の防火管理者は、消防法施行令第3条の2第2項の消火訓練及び避難訓練を年2回以上実施しなければならない。  ・消火訓練及び避難訓練を実施する場合は、あらかじめ消防機関に通知しておくこと。 (消防法施行規則第3条第11項)  ・訓練結果については、毎回記録し次回訓練等の参考にすること。(東京都火災予防条例第55条の4第2項)	1 非常災害に備えるため、少なくとも1年に1回以上、定期的に避難、救出、その他必要な訓練を行なっているか。  2 消防法施行規則第3条第10項に掲げる防火対象物の防火管理者は、消防計画に定める回数(年2回以上)の消火訓練及び避難訓練を実施しているか。	(1) 条例第9条第2項 (2) 基準通知第1-7(4)  (1) 条例第13条第2項 (2) 消防法施行規則第3条第10項 (3) 基準通知第1-7(4)	(1) 少なくとも1年に1回以上、定期的に避難、救出、その他必要な訓練を行っていない。  (1) 消防法施行規則第3条第10項の防火対象物において、年2回以上消火訓練及び避難訓練を実施していない。	C  C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
(7) 避難通路等	<p>1 防火対象物においては、廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設の避難の支障になる物件、かつ防火戸の閉鎖の支障になる物件が放置され、又はみだりに存置されないように管理しなければならない。</p> <p>*避難上必要な施設等の管理を要する防火対象物 消防法第8条の2の4の政令で定める防火対象物は、別表第1に掲げる防火対象物とする。(同表(18)項から(20)を除く。)</p>	<p>1 避難の支障になる物件が放置されていないか。</p>	<p>(1) 条例第13条第2項</p> <p>(2) 消防法第8条の2の4</p> <p>(3) 消防法施行令第4条の2の3 (避難上必要な施設等の管理を要する防火対象物)</p>	<p>(1) 避難の支障になる物件が放置されている。</p>	B
(8) 保安設備  ア 防火対象物定期点検報告制度	<p>1 防火対象物定期点検報告制度の対象となる防火対象物においては、1年に1回防火対象物点検資格者による点検を実施し、消防機関へ報告すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・別表第1(5)項イ、(6)項の防火対象物で収容人員が300人以上のもの</li> <li>・収容人員が30人以上300人未満のもので別表第1(5)項イ、(6)項の用途に供される部分が次のア及びイに該当するもの</li> </ul> <p>ア 特定用途に供される部分が「避難階以外の階(1階及び2階を除くもの)」に存する防火対象物</p> <p>イ 当該「避難階以外の階」から避難階又は地上に直通する階段が1つのみのもの(外階段の場合は1つのみで可)等</p>	<p>1 1年に1回防火対象物点検資格者による点検・報告が実施されているか。</p>	<p>(1) 条例第13条第2項</p> <p>(2) 消防法第8条の2の2第1項</p> <p>(3) 消防法施行令第4条の2の2 (火災の予防上必要な事項等について点検を要する防火対象物)</p>	<p>(1) 1年に1回防火対象物点検資格者による点検・報告が実施されていない。</p>	B
イ 消防用設備等の設置・維持・点検・報告	<p>1 消火器具及び避難器具等を設置するなど消防法及び東京都火災予防条例等関係法令を遵守すること。 消火器具、避難器具の設置・維持については、消防法施行令の基準によること。 なお、消防法上設置義務がない場合でも、消火器の設置等の防火に係る設備の整備に努めること。</p> <p>*消防法第17条 消防法令で定める防火対象物の関係者は、消防用設備等について、政令で定める基準に従い設置し、及び維持しなければならない。</p> <p>*消防法施行令第6条 消防法第17条第1項の政令で定める防火対象物は、別表第1に掲げる防火対象物とする。</p>	<p>1 消防法及び東京都火災予防条例等関係法令に基づいて、消防用設備等の設置等を設置し、維持されているか。</p>	<p>(1) 条例第13条第2項、第3項</p> <p>(2) 基準通知第2-1(3)</p> <p>(3) 消防法第17条</p> <p>(4) 消防法施行令第6条 (防火対象物の指定)</p> <p>(5) 東京都火災予防条例第36条 (消火器具に関する基準)</p>	<p>(1) 消防用設備等を設置し、維持していない。</p>	B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
	<p>(消火器具)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>別表第1(5)項、(6)項イの防火対象物で延べ面積が150㎡以上のもの</li> <li>別表第1に掲げる建築物の地階、無窓階又は3階以上の階で、床面積が50㎡以上のもの (消防法施行令第10条第1項第1号から第4号に掲げるものを除く)等</li> </ul> <p>(避難器具)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>別表第1(6)項の防火対象物で、2階以上の階又は地階で、収容人員が20人以上のもの</li> <li>別表第1(5)項の防火対象物で、2階以上の階又は地階で、収容人員が30人以上のもの</li> <li>別表第1に掲げる防火対象物の3階以上の階のうち、当該階から避難階又は地上に直通する階段が2以上設けられていない階で、収容人員が10人以上のもの(消防法施行令第25条1号から4号に掲げるものを除く)等</li> </ul> <p>2 消防法第17条第1項の特定防火対象物において、消防用設備等を設置したときは、その旨を消防長又は消防署長に届け出て、検査を受けなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>別表第1(5)項イ、(6)項イ、ハ及びニ、(16)項イの防火対象物では、延べ面積が300㎡以上のもの</li> <li>別表第1(5)項ロ、(16)項ロの防火対象物では、延べ面積が300㎡以上のものうち、消防長又は消防署長が火災予防上必要があると認めて指定するもの 等</li> </ul> <p>3 消防法施行令で定める当該防火対象物における消防用設備等については、定期的に、資格を有する者に点検させ、その他のものにあつては自ら点検し、その結果を消防長又は消防署長に報告しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>別表第1(5)項イ、(6)項、(16)項イの防火対象物では、延べ面積が1,000㎡以上のもの</li> <li>別表第1(5)項ロ、(16)項ロの防火対象物では延べ面積が1,000㎡以上のものうち、消防長又は消防署長が火災予防上必要があると認めて指定するもの 等</li> </ul>	<p>2 消火器具等が設置されているか。</p> <p>3 避難器具等(避難はしご等)が設置されているか。</p> <p>1 消防法令に基づいて、消防用設備等の設置について必要な手続きが取られているか。</p> <p>1 消防用設備等の点検が実施されているか。</p> <p>2 有資格者による消防用設備等の点検が実施されているか。</p>	<p>(1) 条例第13条第2項、第3項</p> <p>(2) 基準通知第2-1(3)</p> <p>(3) 消防法施行令第10条(消火器具に関する基準)</p> <p>(1) 条例第13条第2項</p> <p>(2) 消防法施行令第25条(避難器具に関する基準)</p> <p>(1) 条例第13条第2項</p> <p>(2) 消防法第17条の3の2</p> <p>(3) 消防法施行令第35条(消防機関の検査を受けなければならない防火対象物等)</p> <p>(1) 条例第13条第2項</p> <p>(2) 消防法第17条の3の3</p> <p>(1) 条例第13条第2項</p> <p>(2) 消防法施行令第36条第2項(消防用設備等又は特殊消防用設備等について点検を要しない防火対象物等)</p>	<p>(1) 消火器具等が設置されていない。</p> <p>(1) 避難器具等(避難はしご等)が設置されていない。</p> <p>(1) 消防法令に基づいて、消防用設備等の設置について必要な手続きがとられていない。</p> <p>(1) 消防用設備等の点検が実施されていない。</p> <p>(1) 有資格者による消防用設備等の点検が実施されていない。</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
ウ 自動火災報知設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>防火対象物の関係者は、点検を行った結果を維持台帳に記録するとともに、下記の期間ごとに消防長又は消防署長に報告しなければならない。</li> </ul> <p>【消防用設備等の点検結果報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一年に1回：(5)項イ、(6)項、(16)項イ</li> <li>三年に1回：(5)項ロ、(16)項ロ 等</li> </ul> <p>1 自動火災報知設備は、次に掲げる防火対象物又はその部分に設置するものとする。          なお、消防法上設置義務がない場合でも自動火災警報設備の整備に努めること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>別表第1(5)項イ、(6)項イ、ハ及びニ、(16)項イの防火対象物では、延べ面積が300㎡以上のもの</li> <li>別表第1(5)項ロの防火対象物では、延べ面積が500㎡以上のもの 等</li> </ul>	<p>3 消防用設備等の点検結果報告がされているか。</p> <p>1 自動火災報知設備が設置されているか。</p>	<p>(1) 条例第13条第2項</p> <p>(2) 消防法施行規則第31条の6第1項、第3項（消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び検査）</p> <p>(1) 条例第13条第2項、第3項</p> <p>(2) 基準通知第2-1(3)</p> <p>(3) 消防法施行令第21条（自動火災報知設備に関する基準）</p>	<p>(1) 消防用設備等の点検結果報告がされていない。</p> <p>(1) 自動火災報知設備が設置されていない。</p>	<p>B</p> <p>B</p>
エ 消防機関へ通報する火災報知設備	<p>1 消防機関へ通報する火災報知設備は、次に掲げる防火対象物に設置するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>別表第1(5)項イ、(6)項イ、ハ及びニの防火対象物では、延べ面積が500㎡以上のもの</li> <li>別表第1(5)項ロの防火対象物では、延べ面積が1,000㎡以上のもの 等</li> </ul>	<p>1 消防法令に基づいて、消防機関へ通報する火災報知設備が設置されているか。</p>	<p>(1) 条例第13条第2項</p> <p>(2) 消防法施行令第23条（消防機関へ通報する火災報知設備に関する基準）</p>	<p>(1) 消防機関へ通報する火災報知設備が設置されていない。</p>	<p>B</p>
オ 住宅用防災機器（住宅用火災警報器）の設置	<p>1 住宅の用途に供される防火対象物（その一部が住宅の用途以外の用途に供される部分を除く。以下「住宅」という。）の関係者は、住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準に従って、住宅用防災機器（住宅における火災の予防に資する機械器具又は設備であって消防法施行令で定めるものをいう、以下同じ。）を設置し、及び維持しなければならない。          なお、住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準その他住宅における火災の予防のために必要な事項は、政令で定める基準に従い条例で定めることとなっている（消防法第9条の2関係）。</p>	<p>1 消防法令に基づいて、住宅用防災機器（住宅用火災警報器）が設置されているか（設置が必要な施設の場合）。</p>	<p>(1) 条例第13条第2項</p> <p>(2) 消防法第9条の2</p> <p>(3) 消防法施行令第5条の7（住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の基準）</p>	<p>(1) 住宅用防災機器（住宅用火災警報器）が設置されていない。</p>	<p>B</p>

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
<p>(9) 防犯に係る安全確保</p> <p>1 1 届出等</p> <p>(1) 事業の届出等</p>	<p>2 住宅の関係者は、火災予防条例施行規則で定める基準に従い、住宅において発生した火災を感知し警報を発する機械器具であって火災予防条例施行規則で定めるもの(以下、「住宅用火災警報器」という)を設置し、及び維持しなければならない。</p> <p>なお、次に掲げるときは、その設備の有効範囲内の住宅の部分について住宅用火災警報器を設置しないことができる(火災予防条例第55条の5の4関係)。</p> <p>(抜粋)</p> <p>一 スプリンクラー設備を設置したとき。</p> <p>二 自動火災報知設備を設置したとき。</p> <p>(以下略)</p> <p>※ただし、消防法令に適合する設備の場合</p> <p>3 住宅用火災警報器は、住宅の用途に供する防火対象物に設置すること。</p> <p>【設置場所及び住宅用火災警報器の種類】(東京都火災予防条例施行規則第11条の8第2号、第4号関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各居室(居間、ダイニング、子ども室、寝室など)及び階段 …… 煙式</li> <li>・台所又は火災以外の煙を感知し、警報を発するおそれのある場所 …… 煙式又は熱式</li> </ul> <p>1 外部からの不審者の侵入に対する防犯に係る安全確保のため、必要な取組みを図るとともに、関係機関や地域住民等多様な関係者との協力・連携体制を構築しておくよう努めること。</p> <p>1 開始届において届け出た代表者の氏名、定員、施設名、施設所在地、施設長等に変更が生じたとき及び施設を廃止したときは、変更(廃止)届により届け出ること。</p> <p>住居の用に供するための施設を設置して、第2種社会福祉事業の届出をした者は、その届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から1月以内に、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。その事業を廃止したときも、同様とする。</p>	<p>1 防犯に対する必要な取組みが図られているか。</p> <p>1 各種変更届は、法令等に沿って届出されているか。</p>	<p>(4) 東京都火災予防条例第55条の5の4(住宅用火災警報器の設置等)</p> <p>(5) 東京都火災予防条例施行規則第11条の8第1号(住宅用火災警報器の設置及び維持の基準)</p> <p>(1) 社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について(平成28年9月15日雇児総発0915第1号、社援基発0915第1号、障障発0915第1号、老高発0915第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)</p> <p>(1) 法第68条の2、68条の3、第68条の4</p>	<p>(1) 防犯に対する必要な取組みが図られていない。</p> <p>(1) 届け出た事項に変更が生じたとき及び施設を廃止したときに、変更(廃止)届が届出されていない又は著しく遅滞している。</p>	<p>B</p> <p>C</p>